

# 環境と消費のあり方

～ 一般廃棄物の削減に向けて～

正木 啓太  
商学部 4年  
1102222B

はしがき

## 「大学生活を終えるにあたって」

カナダから帰国。短くも長かった、そして本当に濃い7年間を過ごしたバンクーバーを後にし、一橋大学へ。

外国語学校出身者の試験は現地校などの成績を提出した後に、筆記試験と面接を課される。僕は一橋大学商学部の面接でカナダの現地企業でのインターンを通じて企業の経済的側面だけでなく、本当に良い企業とは一体何なのだろうかということについて大学で考え、学びたいと語った。

大学生活は体育会フィールドホッケー部での活動と谷本ゼミでの活動が中心だった。

「一部昇格」という絶対的な目標を掲げ真剣に取り組んだ、ホッケー。死ぬほど悔しくて泣いた時も、歓喜で抱き合った時も、共に様々な感動と、抱えきれないほどの想いを共有し、4年間共に走り続けた仲間。この経験と日々は何事にも代え難いものであり、自分の人生における宝物となった。ホッケー部の先輩、後輩、同期には心から感謝している。

谷本ゼミ。大学で学びたいことが谷本ゼミでの内容だっただけにゼミ選びでは迷わず谷本ゼミを志望した。

思い返せば3年ゼミのグループワークを中心とする勉強のスタイルは非常に有意義なものであった。スケジュール的にも、内容的にも、またグループで常に活動するために大変ではあったが、多くの事を学んだと思う。そして、何より楽しかった。夏課題に向けてカフェで議論することに熱中したために、終電がなくなりそうだと焦って走った日。緊張しながらスーツに着られて都内に取材に行った日。大講堂でパワーポイントを使ってプレゼンを行った一橋祭ゼミ EXPO。神戸大学、大阪市立大学でのインゼミ。そして、打ち上げで感じた、やり遂げたという達成感。本当に濃く、大変だったが大学時代における大切な思い出だ。

だが4年次のゼミは、3年次とは違い自分との戦いとなった。そして、卒論作成を通じて自分の無力さを痛感する日々が続いた。自己嫌悪の連続だった。

自分が中学生の頃から関心を抱いている環境と廃棄物というテーマに対し、決着をつけたいと考え、卒業論文に挑んだ。だが、調べれば調べるほど、解決からは遠ざかる。企業と廃棄物削減についての議論は活発に行われていなかったこと。そして色んな人が、様々な観点から一般廃棄物の削減について考えて

いたため、自分の中でそれを消化し体系立てて論文にすることは非常に難しかった。文献を読めば読むほど問題は難しく感じ、解決の糸口は一向に見つからなかった。そして、改めて勉強するということが、学問というものがいかに難しいものであるかということを経験した。最後の年に身をもって体感した。

しかし、この経験も自分にとっては必要だったと、谷本ゼミでの生活を終えるにあたって思う。

学問を極めており、厳しさの中に優しさもある先生。勉強のサポートを本当に丁寧にしてくれる院生。そして、ゼミに対してストイックな先輩、後輩、同期がいて、初めて生まれる厳しいゼミの環境が形成されていた。このような環境に身を置けたことを本当に幸運だったと思うのと同時に、非常に恵まれたと感じている。

卒論について悩んでいた時にいつも助けに来て、そして何十回も相談に応じてくださった唐木さん。多忙な身でありながら、相談に行った際には嫌な顔をせず対応してくれた谷本先生には本当に感謝の念に絶えない。

大学生活を終えるにあたって、そして自分の大学生活を振り返るにあたって、自分は本当に人に恵まれたと、強く、強く、思う。

そして、このような思いで卒業できることに  
対して非常に幸運であり、恵まれていると感じ  
ている。

本当に充実していた大学生活も終わりに  
近づき、来年からは社会人となる。

自分らしく、  
前向きに、  
明るく、  
そして常に何かに一生懸命な、

10年後、20年後の自分でありたい。

これを目標とし、本当に恵まれた大学生活  
に、国立に別れを告げ、社会人として来年か  
ら頑張っていきたい。

谷本ゼミの皆様、  
谷本先生には心から感謝しています。  
本当にありがとうございました。

正木

## 卒論構成

第一章	廃棄物と現代社会	
第一節	廃棄物削減へと向けて . . .	p 9
第二節	現代社会と廃棄物 . . .	p 11
第三節	廃棄物の区分と一般廃棄物の定義 . . .	p 16
(1)	一般廃棄物の区分 . . .	p 16
(2)	一般廃棄物の定義 . . .	p 17
第二章	大量生産社会の形成とゴミ	
第一節	大量生産社会への歩み . . .	p 19
第二節	大量生産社会を形成した経済学 ~ 無限の自然という視点 ~ . . .	p 21
第三節	日本とゴミ . . .	p 22
第三章	一般廃棄物と日本政府の限界	
第一節	循環型社会とは . . .	p 26
(1)	循環型社会とは . . .	p 26
(2)	循環型社会形成推進基本法の概要 . . .	p 28
(3)	拡大生産者責任とは . . .	p 30
第二節	家電リサイクル法	
(1)	家電リサイクル法とは . . .	p 32
(2)	なぜリサイクルコストを上乗せしないのか? . . .	p 32
第三節	容器リサイクル法 . . .	p 33
第四節	一般廃棄物有料化 . . .	p 39
(1)	一般廃棄物有料化とは . . .	p 39
(2)	一般廃棄物有料化が導入された背景 . . .	p 39
(3)	一般廃棄物有料化の歴史 . . .	p 40
(4)	一般廃棄物有料化の実施状況 ~ 料	

	金体系 ~ . . . . .	p 4 1
( 5 )	ゴミ処理有料化政策の現状と限界 . . . . .	p 4 1
( 6 )	北海道伊達市 . . . . .	p 4 2
( 7 )	島根県出雲市 . . . . .	p 4 3
	第五節 一般廃棄物有料化における課題 . . . . .	p 4 4
第四章	企業に期待されるもの	
	第一節 OECDの循環型社会の形成に向けての姿勢 . . . . .	p 4 7
( 1 )	OECDとは . . . . .	p 4 7
	第二節 日本とOECDの違い . . . . .	p 4 8
	第三節 拡大生産者責任に向けての国際的な取り組みと市場形成 . . . . .	p 4 9
( 1 )	拡大生産者責任 ~ 廃棄物抑制に向けての製品設計 ~ . . . . .	p 4 9
( 2 )	ヨーロッパでの取り組み . . . . .	5 1
	第四節 日本企業に求められるもの . . . . .	p 5 2
	第五節 企業にもとめられる社会性 . . . . .	p 5 3
第五章	グリーンコンシューマリズム	
	第一節 なぜグリーン購入に着目したか . . . . .	p 5 8
	第二節 グリーンコンシューマリズムとは . . . . .	p 5 9
( 1 )	グリーンコンシューマリズムの定義 . . . . .	p 5 9
( 2 )	グリーンコンシューマリズムの語	

源	p 6 0
( 3 ) グリーン購入の歴史的推移	p 6 1
第三節 グリーンコンシューマリズムの現 状 ~ 組織購入促進の成功 ~	p 6 2
第四節 エコラベルとは ~ 消費者に向けて の伝達方法 ~	p 6 4
第五節 日本におけるエコラベルの現状と 課題 ~ グリーン購入における個人 購入の拡大に向けて ~	p 6 5
第六章 新たなライフスタイルの確立と大 量廃棄社会の脱却に向けて	p 6 8
参考文献	p 7 0
参考 URL	p 7 7



## 第一章 廃棄物と現代社会

### 第一節 廃棄物削減へと向けて

大量生産、大量消費の上に現在日本の社会は成り立っている。だがこの大量生産、大量消費の産業構造は私達に豊かな生活を確立してくれた事と引き換えに、多くの社会問題を同時に引き起こしたと言えよう。その弊害の一つが本論文で取り扱う「一般廃棄物処理問題」、つまりゴミ問題であると考えられる。

現行では大量生産、大量消費の末に生み出された一般廃棄物に対して日本は循環型社会形成推進法を制定し、削減へと取り組んでいる。

しかし、一向に廃棄物の排出量は減らず、排出量はここ数年横ばいである。むしろ、リサイクル率が上昇している事実を考慮すると増加傾向にさえあると言えよう。

日本は循環型社会の形成に向けて法制定を行い、循環型社会への形成へ取り組んでいる。しかし、一向に削減傾向には至っていない。むしろ、他国と比較して廃棄物削減へと向かう根本的な姿勢において日本は国際的意見からずれた姿勢を取っている。また一般廃棄物の削減に向けて政府は限界に直面していると言えよう。一般廃棄物処理場の残余年数もわずかとなっており、政府の限界と相まって日本は危機的状況に陥っていると言える。

そして本論文ではこの現代社会が抱える

社会問題と政府の限界に対して政府以外の主体がいかにしてこの社会問題を解決の方向に向かわせることが出来るかについて考えた。私は大量生産社会からの脱却、また一般廃棄物の削減へと向けて、従来の行政側からの対応に加え、市場、つまり企業や消費者がもつと関わっていく必要があると考える。これを本論文での課題とし、現代の大量生産社会からの脱却に向け、一石を投じたい。

第一章では一般廃棄物の現状に触れ、また廃棄物の中で一般廃棄物がどのように区分されているかを確認する。

第二章では大量の一般廃棄物を生んだ現代の大量生産社会について論じ、そもそもどのような過程を経て大量生産社会は形成されたのか俯瞰する。日本経済の歴史的動向と経済学的視点からいかにして大量生産社会が形成され、またその過程で日本がごみの発生に対してどのような対応をしてきたかを見ていく。

第三章では一般廃棄物処理に対してどのように日本が対応しているかを循環型社会形成推進法の内容から見る。そして現在、政府がどのような考えの下で、どのような対応を行っているか、そして政府がどのような限界に直面しているかを考察する。

第四章では前章で見た日本政府の限界と課題に対して国際社会ではどのように理解されているか、EUでの先進的な取り組みがいかに行われているかを確認する。その上で、日

本政府が取っている方向性の遅れと差異を明確にした上で、循環型社会を形成するために何が求められているかを議論したい。

第五章では、市場からの大量生産社会を変えていく一つのアプローチとして、グリーンコンシューマリズムについて見ていく。そしてグリーン購入における現状と促進に向けて、情報提供のあり方として必要とされるエコラベルについて触れる。その上で現在グリーンコンシューマリズムとエコラベルが今後更なる市場の拡大を進めていく上での課題を明示する。

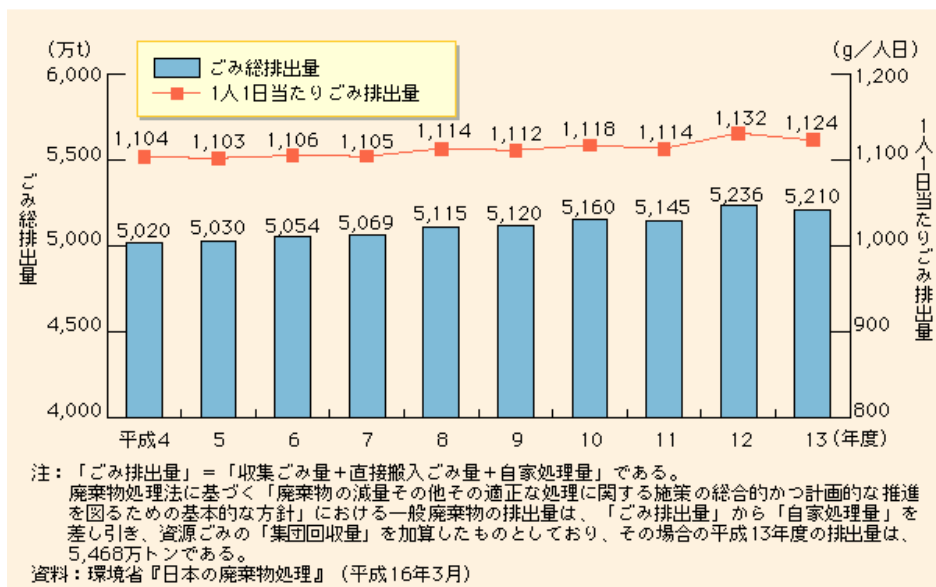
最終章の第六章では、一般廃棄物を大量に発生させる、大量生産・大量消費社会からの脱却に向けての提言を行い、結論とする。

## 第 2 節 現代社会と廃棄物

現状として現代社会ではゴミが溢れている。様々な取り組みが行われているにも関わらず、ここ10年間、ゴミの処分量は横ばいなのだ。一方、最終処分場は逼迫しており、現在その確保が大きな問題となっている。平成13年度末の一般廃棄物最終処分場の残余容量は1億5261万 $\text{m}^3$ で前年より2.9%減少した<sup>1</sup>。そして、残余年数は全国平均でわずか13年である。2017年には一般廃棄物処理場は満杯となってしまう数字が算出されている。

( 図表 1 - 1 ごみ排出量と一人当たりのごみ排出量の推移 )

図4-1-1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



出所：環境白書 [15] p.109

ごみの処分量に関しては10年間で常にほぼ横ばいだ。ここで上記のグラフを参考にしながらゴミの排出量の歴史的推移について見てみよう。1971年の日本の一般廃棄物量は3882万トンだった。だが1973年の第一次石油ショックまでは増大したごみ量も、第二次石油ショックにかけて減少する。その後86年くらいまではほぼ横ばいだったが、以後景気のよさにつれごみ量も増えていき、バブル最盛期の90年にはついに5000万トンの大台を突破する。

バブル崩壊後、ごみ量はわずかに減りはし

たものの、5000万台を保ったままだった。その後、自治体のリサイクル率が上昇し（94年 9.1%から04年では16.1%と10年間で大幅に上昇した）、不況が長引き失業率、企業活動が停滞したにもかかわらず、ごみは微量ながらも増え続け、遂には5200万台を超え、少しずつ排出量を増大させているのだ<sup>2</sup>。

今年度、環境省が発表した平成16年度版の環境白書のデータによると、史上2番目に高い排出量を記録した。これはずばり東京ドーム141杯分の数字である。（東京ドームの要領 37万トンとして）

この排出量は日本人一人当たりで見れば1124グラムを排出していることになる。そしてごみ量の増大に伴い、同時にごみを処理、処分する自治体経費も増大しているのだ。全国自治体の税源収入は減っているにもかかわらず、ごみ処理にかかわるコストは増大する一方なのだ。

ゴミとして廃棄される廃棄物は本来、資源として輸入されたものである。それが廃棄されるということは、資源の有効活用がなされていないことに繋がる。日本、世界の資源不足の現状を考えると、有用な資源を廃棄物にならないよう抑止機能を模索していく必要があるだろう。また一般廃棄物処分場で確認されているダイオキシンなどの環境問題も深刻だ<sup>3</sup>。

一般廃棄物処分量が増大している現状は

非常に厳しい。この厳しい状況を踏まえ、最終処分場の残余年数を長引かせるということ、一般廃棄物の排出量の抑制が急務とされていると言う事を考え、本論文での課題ととらえ、問題解決の道を模索する。

( 1 ) ごみの排出・処理状況

ゴミ総排出量： ゴミ総排出量は横這い。  
一人一日あたりのゴミ排出量はわずかに減少

図表 1 - 4 ごみの総排出量

ゴミ総排出量	5 1 6 1 万トン ( 前年度 5 1 6 1 万トン )
一人一日あたりの排出量	1 1 0 6 グラム ( 前年度 1 1 1 1 グラム )

出所： 環境省 [w11] より作成

( 2 ) ごみの総資源量

総資源化量： リサイクル率は着実に加・  
最終処分量 6.4%減少

図表 1 - 5 ごみの総資源化量

総資源化量 ( 再生利用量 )	9 1 6 万トン ( 前年度 8 6 4 万トン 6.0% 増 )
中間処理による原料	3 6 7 6 万トン ( 前年度 3 6 5 8 万トン )
最終処分量	8 4 6 万トン ( 全エンド 9 0 3 万トン 6.4%減 )
原料処理率	96.4% ( 前年度 95.7% )
リサイクル率	16.8% ( 前年度 15.9% )

出所： 環境省 [w11] より作成

( 3 ) ゴミ施設の状況

- ・ ゴミ焼却施設の集約化により施設数は減少し、一施設あたりの処理能力は増加
- ・ 発電設備を有する施設は全体の19%。うち発電効率が10%以上のものは50%に留まる

図表 1 - 6 ゴミ施設の状況

施設数	1396施設	前年度 1490施設
処理能力	193856トン / 日	前年度 198874万トン / 日
一施設あたりの処理能力	139万トン / 日	前年度 133トン / 日

出所： 環境省 [w11]より作成

( 4 ) 最終処分場の状況

- ・ 残余容量は減少し、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況にある
- ・ 関東ブロック、中部ブロックなどでは最終処分場の確保ができず、域外に廃棄物が流出

図表 1 - 7 ゴミ処理施設の残余年数

残余容量	1億3708万 (前年度 1億4477 m <sup>3</sup> )
残余年数	13.2年 (前年度 13.1年) (平成16年度 12.5年)

出所： 環境省 [w11]より作成

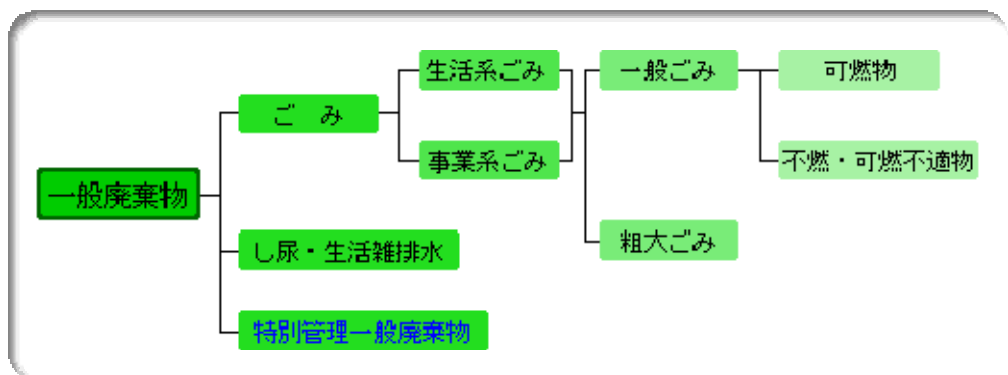
### 第 3 節 廃棄物の区分と一般廃棄物の定義

ここで廃棄物の中でも一般廃棄物はどのような位置に区分されているとともに本論分における一般廃棄物の定義を確認したい。

#### 一般廃棄物の区分

ゴミは法的には「廃棄物」と呼ばれる。廃棄物には自治体が責任を持って処理処分する「一般廃棄物」と、事業活動にともなって生じ、事業者が責任を持って処理することになっている「産業廃棄物」がある。具体的には下記の図、「廃棄物の区分」を参考にしてほしい<sup>5</sup>。

図表 1 - 8 廃棄物の区分



出所： 島根県庁 [w19]



一般廃棄物と言っても、家庭から出るゴミばかりではない。家庭系と事業系（小さい事務所や商店）に分かれている。全国的には家庭系ゴミの方が事業ゴミよりも多いそうだ。

### 一般廃棄物の定義

一般廃棄物は、家庭から排出される廃棄物と、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの（事務所・商店などから排出される紙ごみ、飲食店から排出される生ごみなど）を指す<sup>7</sup>。

#### 循環型社会形成推進基本法より

廃棄物：

扱う廃棄物の定義を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づける<sup>8</sup>。

- 
- 1 中村正子 [25] 第二章
  - 2 中村正子 [24]
  - 3 環境白書 [15] 第 1 5 章
  - 4 環境白書 [15] p 1 0 9
  - 5 出展： 島根県庁廃棄物対策課  
<http://www.pref.shimane.jp/section/haitai/index.htm>
  - 6 中村正子 [25]第二章
  - 7 環境省 [15]p.110
  - 8 第三章の第一節で循環型社会形成推進  
基本法については詳しく取り上げる

## 第二章 大量生産社会の形成とゴミ

日々廃棄物処理場に蓄積されていく大量の一般廃棄物。これは紛れもなく今の大量生産社会が生み出したデメリットの一つであろう。だが、そもそも一般廃棄物を大量に生産した、このような大量消費、大量生産の社会システムはどのような状態にあるのだろうか。またどのように確立され、なぜこのような状況を生み出したのだろうか。そして、大量生産社会の形成の過程で、日本はどのようにして一般廃棄物と向き合ってきたのだろうか見ていく。

### 第一節 大量生産社会への歩み

前章でも簡単に触れたが、改めて日本がどのようにして大量生産社会へと歩を進めたか確認する。

1990年の日本の貿易は輸出が40兆円で重量は七千万トン。輸入は三十一兆円で七億トンである。重量とは食料や金属など様々な貿易品の重量の単純な合計である。金額的には九兆円の輸出超過だ。食料や工業生産の原材料を輸入し、それを加工して販売した結果、九兆円もの貿易黒字が生じている。一方、物質的には差し引き六億三千万トンもの物質が輸入超過として日本国内に残っていることに注目したい。これは一億二千万人の

人口では一人当たり5トン以上になる。

これらの物質は使用され、時間がたてば劣化してゴミになる。日本では貿易によって毎年一人当たり5トンという莫大な量のごみが発生していることになるのだ。これがマクロの視点で見た場合の日本の物質循環フローであり、大量の一般廃棄物を生み出す根源である。そして、留意しなければならない点は、貿易とは物質の一方的な移動であり、循環ではない。それゆえに、輸出国では物質が失われ、輸入国では物質が蓄積され、過剰になりごみ問題が発生すると言えよう。つまり、これは貿易によって二重の自然破壊が行われており、そしてこの二重の自然破壊は経済的動機（利益の獲得）によって積極的に促進されている<sup>1</sup>。

しかし、そもそもなぜ、ここまで自然に与える環境負荷というものを度外視した生産体制が生まれ、現在の大量生産社会が形成されたのだろうか。現代社会の基礎を形成した、経済学の視点から次節で見ていく。

## 第二節 大量生産社会を形成した経済学 ～無限の自然という視点～

現代の資本主義社会、社会システムの基礎部分を担う経済学。そしてその基礎を形成した古典経済学の視点から、いかにして現在の社会システムが形成されたか、また地球環境、「自然」をどのような観点から議論してきた

かを検証する。

そもそも近代経済学、マルクス経済学の基盤と考えられている古典経済学は地球環境を、自然を、経済学上でどのように位置付けたのだろうか。古典経済学を論じたりカード、ミルに焦点を当てて見ていこう。

まずリカードは経済学原理の冒頭で「無限に生産される商品」を理論の前提とすると明言している。「欲求の対象となっている財貨の中の際立って大きな部分は、労働によって獲得される。そして、それらの物は、もしわれわれがその獲得に必要な労働を投下する気になれば、ただ一国においてだけでなく、多くの国においてもほとんど無制限に作用しているような商品だけを念頭に置くおこととしている」<sup>2</sup>。つまり無制限に労働力を投下すれば無制限に商品を増産できると考えたのがリカードである。

次にミルについてだが、ミルは地球上の資源は有限だが、資源の枯渇が将来訪れるまでは、無限にあるかのように考えて良い、という時限付きの仮説の上で抽象的な経済理論を論じていた。

ちなみに、現代の経済学（マルクス経済学、近代経済学）のテキストでは無限としての自然か、有限としての自然かなどの議論の前提を前提にするか明記しておらず、そのまま経済学の議論が展開されている。だが、議論の前提として現代の経済学で自然を明確に定義付けていない状態で自然の有限性を論じず、

全く自由に経済活動や経済成長を論じること自体が、無限の自然を暗黙の前提にしていることに他ならないと考える<sup>3</sup>。つまり、リカードからミルへと続く古典経済学の流れの中で、無限の自然を仮説として現代の経済学が論じられるスタイルが確立されたと言えよう。

以下で近代経済学・マルクス経済学がどのように自然を捉えたかを簡単に纏める。

経済学（マルクス経済学・近代経済学）は古典経済学における自然観の転換（時限の登場）を論じてこなかった  
古典経済学で示された、地球規模にまで経済が成長するまでの理論、という「次元つきの理論」であることを経済学は議論せずに来た  
経済活動は地球の自然の上で行われるものであり、それゆえ経済活動の伴う自然の劣化は（この論文の場合では廃棄物の増加）は避けられない。しかし、その議論を経済学上行ってこなかった以上、無限の自然を仮説としているとしか言えない  
経済学では生産や消費企業活動がいつまで続くのか、どこまで成長するのか、成長し資源が枯渇した後どうなるのか、という議論抜きに経済活動が永久に続くかのような議論が行われてきた<sup>4</sup>

以上の点は、マルクス経済学、近代経済学とともに共通する議論の方法であり、このことから経済学がいかに無限の自然を前提としてきたかが分かる。

ここで、日本がいかにして大量生産社会の道を歩んできたか、またそれは社会の基礎部分に当たる経済学の観点から、どのような理由から導かれたかを概観した。次にその大量生産社会形成時期において、ごみに対してどのような対応をしてきたか見ていく。

### 第三節 日本とゴミ

ここまででいかにして現在の大量生産社会が形成されたか論じてきた。では日本は大量生産社会へと変革していく中でどのように一般廃棄物と向き合ってきたのかを以下で示す。

1945年以降は戦後復興期としてモノ不足の時代に陥っていた。だが、全産業の中でも化学工業の成長は著しく、その過程で農村でも化学肥料を使用するようになる。そのことにより従来まで肥料として使用していたし尿が使用されなくなり、し尿の衛生的処理が課題として浮き彫りになる<sup>5</sup>。

その後、1950年代後半～1970年代前半にかけて高度経済成長期へと日本は向かうのだが、それと同時に市民のライフスタイルも変化し、大量生産、大量消費、大量廃棄の生産活動が一般化され、廃棄物の急増、悪

臭、多様化などゴミの社会問題として現れ始める。1970年には廃棄物を衛生的に処理するため、「廃棄物処理法」が制定された。そして第一章の二節でも述べたが、2度の石油ショックによりゴミの排出量は一時的に横ばいになるが、バブルの到来と共に生産社会は爆発的な勢いで伸び、結果として生産と廃棄量は増大した。これには使い捨て製品の増大などの影響もあるとされている<sup>6</sup>。そして現代の日本社会へと続くのだが、その過程で1991年には廃棄物処理法が改正され、1993年に環境基本法が制定される。この時期までには環境問題に対して国際的な議論が高まり、その影響を受けて日本も2000年に大量生産社会からの脱却に向けて、また循環型社会を目指すうえで循環型社会形成推進基本法を制定している<sup>7</sup>。では、その循環型社会とはどのようなものなのだろうか。また循環型社会形成推進基本法は現在の日本社会においてどのような取り組みを促し、また影響を与えたのだろうか次章で見ていこう。

---

1 中村正子 [ ] p.34 - 38

2 羽鳥・吉沢 [9]

3 中村修 [23] 3章

4 中村修 [23] p.133 - 135



- 5 米谷匡人 [19]
- 6 環境省 [15] 第四章
- 7 環境省 [15] 第七章

### 第 3 章 一般廃棄物と政府の限界

前章ではいかにして日本が大量生産社会への道のりを歩んできたかという点について論じた。では、そもそも循環型社会とは何かということを確認した上で、現在大量生産社会の反省とその脱却に向けての変革について日本政府の施策を見ていく。

#### 第一節 循環型社会とは

##### ( 1 ) 循環型社会とは

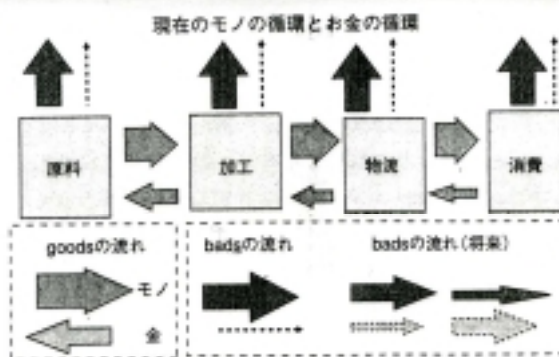
循環型社会とは自然界における生態系の循環をモデルに論じられている概念である。

自然の生態系では廃棄物は存在しない。なぜならその廃棄物を分解する微生物が分解して土に返し、それを栄養分とする植物の養分となり、またその植物を食す昆虫や小動物がそれを食べるという食物連鎖が存在するからだ。

( 図 3 - 1 ) を参考にしながら見ていこう。現在の企業システムでは原材料を加工して製品・サービス ( goods ) を生み出し、同時に廃棄物や二酸化炭素などの ( bads ) を発生させる。製品やサービスを供給すれば、逆方向にお金は流れる仕組みとなっているが、bads を発生させた場合、bads のモノとお金の流れは一方通行で流れる。ここには安価で排出できる bads を削減しようとするインセンティブ

は企業側には働いていない。廃棄物の処理費用を政府に支払ったとしても、100% badsとしての価値を反映させた金額を支払っているとは言い難く、社会全体から見たら持続可能な連鎖が行われていないのが現状だ。このようなシステムに対し、badsを排出した際に3R (Reduce, Reuse, Recycle) を行い企業側にも排出量を規制するような枠組みやインセンティブを供給することが必要となってくる。そして経済システム上でbadsを無価値物として排出されないような仕組みづくりをしていくことが循環型社会と考える<sup>1</sup>。

図 3 - 1 循環型社会の図



出所：谷本 [41] p181

## ( 2 ) 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会とは何かについて述べたが、では日本ではその循環型社会の形成に向けてどのような法が制定されたのだろうか。循環型社会形成推進基本法の中身を見てみる。

まず循環型社会形成推進基本法では目指すべき「循環型社会」を、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会としている<sup>2</sup>。

また、扱う廃棄物の定義を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進することとしている。

『第二次環境基本計画及び「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)で示されている内容は、廃棄物・リサイクル対策において第一に廃棄物などの発生抑制(Reduce)、第二に使用済み製品、部品などの適正な再使用(Reuse)、第三に回収されたものを原材料として適正に利用する再生利用(マテリアルリサイクル)、第四に熱回収(サーマルリサイクル)を行い、それでもやむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処分を行うという優先順位を明確に示している。(環境省)この政府の基本方針に基づいて、循環型社会の形成に向け廃棄物の抑制に取り組んでいるのが循環型社会形成推進基

本法だ<sup>3</sup>。

また、この法が制定された背景には前章で述べた内容と重複するが廃棄物の発生量の高水準での推移、リサイクルの一層の推進の要請、廃棄物処理施設の立地の困難性、不法投棄の増大などが挙げられている。

循環型社会形成推進基本法は7つの方から形成されている。そして「大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却に向けて生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成しようとしている。また、この背景にはOECD<sup>4</sup>が主張する拡大生産者責任の概念が色濃く反映されている

しかし、現実として一般廃棄物を削減するという目標に向けて、環境省がここで示した姿勢の通りの法整備、具体的に国が制定した環境基本法は果たして機能しているのだろうか。政府が直面している現状と課題や限界について検証すると共に、現在政府が循環型社会の形成に向けて示している姿勢について論証する。だが、まずこの循環型社会形成推進基本法においてベースとなった概念である拡大生産者責任について次で確認する。

### ( 3 ) 拡大生産者責任とは

では、前節で循環型社会の形成に向けて重要なファクターになると循環型社会形成基本法から見られたが、その定義と有用とされる背景について見ていく。

拡大生産者責任（EPR：Extended Product Responsibility）は一般的に製造から使用時までに限られていた製造者の責任を、使用後つまり廃棄や再利用の段階にまで拡大して捉えるという考え方で、廃棄物を再利用あるいは処分する義務は製造者にある<sup>5</sup>。

この拡大生産者責任の考え方はOECDが1994年以来検討してきたものである。これは循環型社会の形成に向けて、社会にとって望ましい廃棄物管理システムを構築するための有力なシステムと概念として議論されており、現在循環型社会の形成を目指すうえで国際的な議論の場面において中心的立場にあるとされる議論だ。

図 3 - 2 拡大生産者責任の範囲

生産・流通段階	消費段階	廃棄物処理段階
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の安全性</li> <li>・生産工程から環境への汚染排出の防止と管理</li> <li>・産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任</li> </ul>	危険な製品に関する民事的な責任	消費後製品の管理に関する資金的責任、処理主体としての責任 ↓ 製品の引き取り、再商品化
← 従来の生産・流通業者の責任範囲 →		← 従来の行政の責任範囲 →
← 拡大生産者責任 (EPR) の範囲 →		

出所：中村正子 [25] p 158

では、具体的にどのような観点から日本の大量生産型社会を循環型社会へと変革する上で有用かを見ていきたい。上記の図にあるように、従来、生産者と流通業者の責任範囲は生産・流通段階における労働者の安全、生産工程における環境への汚染排出の防止と管理、産業廃棄物の管理責任が主となっており、近年では消費段階についても危険な製品に関する民事的な責任いわゆる製造物責任を含むものとなった<sup>6</sup>。

拡大生産者責任とはその責任範囲をさらに広げて消費後の製品の管理に関連する財政的責任、物理的責任、廃棄物になった際の処理処分の責任を含めるものだ<sup>7</sup>。環境コストを製品の市場価格に組み込むことを推進する政策手法である。

循環型社会の形成に向けて拡大生産者責任が求められているということを確認したが、

では日本では拡大生産者責任への取り組みにおいてどのような現状にあり、どのような課題に直面しているのであろうか。循環型社会形成推進法において、拡大生産者責任を推進するために制定された家電リサイクル法と容器リサイクル法について次章で見えていく。

## 第二節 家電リサイクル法

### (1) 家電リサイクル法とは

家電リサイクル法は2001年4月から施行された。対象はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンが対象品目でメーカーは自社製品の引取りと再商品化の義務を負う。消費者からの引取りとメーカーへの引渡しは小売業者が担当し、これらにかかる費用は全て消費者から徴収する。

ただし、小売業者が引き取るのは過去に自社が販売したものと販売するときに購入者から古いものの引取りを求められた場合のみである。

これまで廃家電の二割を回収してきた自治体については「その収集した対象機器を製造業者に引き渡すことができる」と、あり、但し書きとして「自ら再商品化を行うことも可能」とある。消費者の引越しなどで廃家電の販売店が不明なときは自治体が収集し指定引取り場所に運搬すれば、家電メーカーに再商品化の義務が生じるのだ。



( 2 ) なぜリサイクルコストを上乗せにしないのか？

だが、ここで疑問となるのが、循環型社会の形を目指すうえで廃棄物抑制を第一の目標としている政府が、なぜ製品価格にリサイクルコストを上乗せしないのかということだ。実際に家電リサイクル法の施行後に市民側からそのような意見が出た。

しかし、通産省は「販売時にリサイクルコストを支払う方式では将来のリサイクル費用を正確に予想できないし、製品価格に上乗せすると積み立て基金になり、現状では課税されてしまうなどの問題がある」と、主張している。

だが、実際に機能させようと考えれば、課税対象から外すなどの処置はできると考える。最終的に家電リサイクル法ではリサイクルを促す存在としては機能しているが、生産の上流過程において製品の長寿命化、廃棄物になりにくい製品設計を促す法案とはなっていない<sup>8</sup>。また政府が第一に掲げている廃棄物の抑制においても効果を期待できない法案内容となっている。

### 第三節 容器リサイクル法

#### 容器包装リサイクル法の意義と課題

容器包装リサイクル法は、そのよう方法としての循環型社会形成推進基本法に掲げられている「資源を無駄に使うことをやめるとともに環境への付加を最小限にしながら発展を続ける循環型社会を築く」<sup>9</sup>という目標を容り法で対象として達成するための法律と位置づけられる。

ゴミ処理は市町村任せであったのをメーカーや消費者にもそれぞれの役割を担ってもらうシステムを提起した容器包装リサイクル法は拡大生産者責任の導入や各立場からの幅広い議論を巻き起こすなど処理から資源管理へゴミ対策を方向転換していく重要な足がかりを作った。つまり、メーカーに対し自ら生産する製品などについて使用されて廃棄物となった後の責任も負わせる拡大生産者責任が日本で初めて導入されたのだ。

同法は市町村のみで全面的に廃棄物の処理責任を担うという従来の考え方を改め、市町村には分別収集の責任、事業者（メーカーなど）には市町村が分別収集した容器包装廃棄物を再商品化（リサイクル）する責任を定めている。この事業者への「再商品化義務」を科したことが拡大生産者の導入に当たる。再商品化の義務を負う「特定事業者」がその義務を果たす方法としては指定法人を通じて

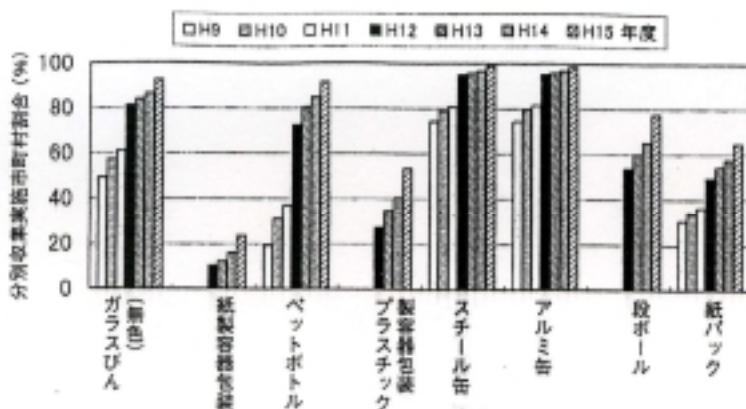
行う指定法人ルートが一般的で、特定事業者は指定法人に商品が義務量を算定された再商品化に関する部分の費用を支払うことで再商品化義務を果たしたとみなされている<sup>10</sup>。メーカーは作りっぱなし、消費者はゴミを出しっぱなし、出てきた廃棄物を市町村が税金でとにかく処理するといった廃棄物処理の付回しをしてきた社会からの転換を図る目的として制定されたこの法は極めて先進的な法案であると考えられた。

だが、現実として特定事業者は容器包装廃棄物に対するリサイクル費用が少ないため、あえて容器包装を減らしてゴミの排出抑制へ繋がる製品開発や販売方法に改善しようとする方向へは進んでいない。なぜなら特定事業者の事業負担がわずかで、回収は自治体が行い、再商品化のところだけが事業者負担となる制度設計をとっているからだ。一番費用がかかり、全体の7割ともされている収集運搬の費用を自治体が負担することとなっている。自治体は容器包装廃棄物を回収すればするほど財政的負担が大きくなる制度設計になっている。逆に事業者は負担がわずかである。だから、「製品価格にリサイクルや処理にかかるコストを上乗せするまでには至っていない。」<sup>12</sup>、という状況に置かれているのだ。つまり、廃棄物の抑制機能がない状態であるから、リサイクル量を上げることのみ重点を置いている法案に成り下がってしまっており、循環が社会形成推進法の意図とは矛盾し

た内容の法案となってしまうているのだ。

現に発生抑制が優先されていないため、廃棄物排出量を抑制していく機能に乏しい。対象7品目の減量化効果を示した下記の(図3-4)を見ても再商品化量は増えているが全体の消費量は全く減っていない。また次の(図3-5)を見ても回収量は急増しているものの生産量もどんどん増え続けている。つまり、排出機能を全く果たしていない法整備のあり方となってしまうているのだ。

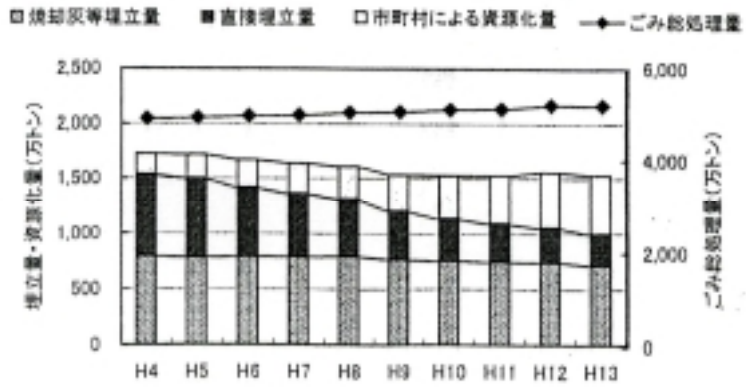
図 3-3 容器包装リサイクル法に基づく分別  
周 囲 実 施 市 町 村 割 合 の 推 移



出 所 : 西 谷 [ 2 7 ]

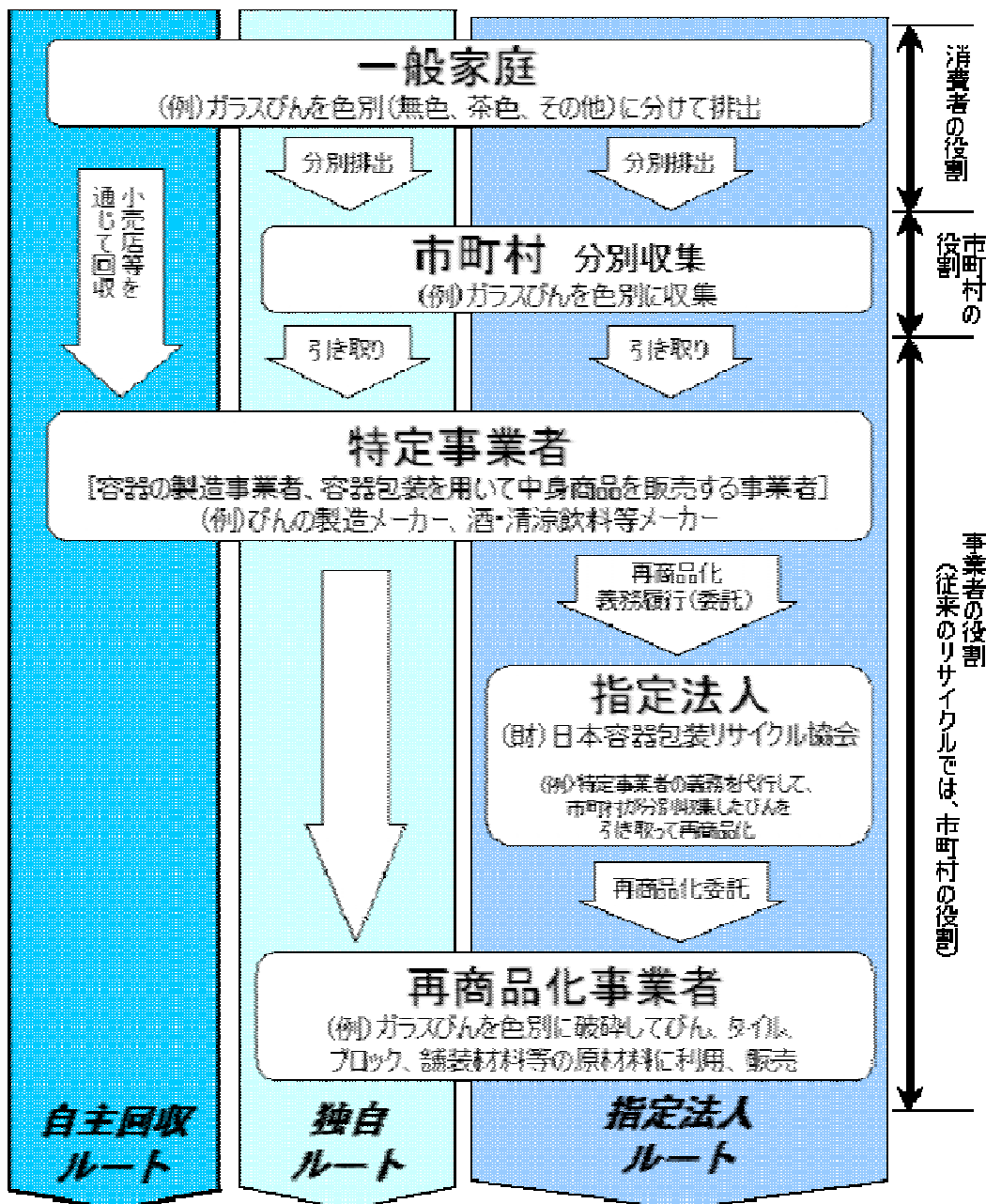
図 3 - 4

ごみ総排出量と焼却・中間処理後の内約



出 所 : 西 谷 [ 2 7 ]

図 3 - 5 容器包装リサイクル法の流れ



出所：環境省出所： [ w 1 1 ]

## 第四節 一般廃棄物有料化

### (1) 一般廃棄物の有料化とは

ゴミ処理有料化の目的として 公平性を保つこと、市民の参加意識を高めることの二つになるであろう<sup>13</sup>。そして、環境を守り、循環型社会を築くための費用は全ての関係者が環境に与える付加や環境からの受益の割合に応じて公平に負担することである<sup>14</sup>。

### (2) 一般廃棄物有料化が導入された背景

そもそもなぜ日本は一般廃棄物対策の一環として、「ゴミ処理有料化」を唱え、実行したのだろうか。その背景には一般廃棄物量が減らないことと、より公平な費用負担を目指したことにある。

従来まで、消費者、企業に対して一般廃棄物処理の削減に向けてのインセンティブを与えず、行政の財源のみで対応してきた。そして、それには限界があった。前章でも述べたが、環境問題、一般廃棄物問題が発生した理由は環境汚染や破壊を行った主体が、発生させたコストを自ら支払う社会の仕組みがなかったことが大きいと考える。つまり、人々の間に環境汚染や破壊を回避するための経済的動機付けが働かないということであり、そのような自発的行動による環境保全は大いに促進されなければならない。環境問題、一般廃

棄物処理削減への関心が高かったとしても、それを地道に行い続けていくインセンティブが存在しなければ、廃棄物削減に向けて市民は継続的に動いていかないのではないか。つまり、そのような消費者に対しての「経済的動機付け」<sup>15</sup>が存在しなかったために、一般廃棄物問題はここまで大きな問題となってしまうのではなからうかと考える。そのことに対し、市民に経済的動機付けを行ったのが、政府による「一般廃棄物有料化」なのである。

### ( 3 ) 一般廃棄物有料化の歴史

一般廃棄物処理、一般廃棄物処理の有料化において議論が高まり、そして実施された時期には2回のピークがある。最初のピークは70年代に入ってすぐの71年～75年で、2回目は90年代に入ってから、特に96年～00年までであろう。

最初の70年代前半は70年に廃棄物処理法が制定されたことに表れているように、60年代の高度経済成長の下での大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムがゴミ問題を顕在化させた時期である。

2回目の90年代はゴミのますますの増大に加え、ゴミ質の多様化でゴミの減量が改めて必要と認識された時期で、ゴミの減量・リサイクルが廃棄物処理の枠組みに取り込まれた廃棄物処理法の大幅な改正の時期と一致する<sup>16</sup>。特に急激な有料化が進んだ96年～00年



は容器包装リサイクル方がスタートした時期でもある。

#### ( 4 ) 一般廃棄物有料化の実施状況 ~ 料金体系 ~

さて、有料制といっても、自治体のやり方には大きく分けて2つある。世帯当たり毎月一定の額を払う定額制と、ごみの排出量に応じて料金(手数料)を払う従量制とである。現在の有料化はもっぱら指定袋やシールの枚数に比例して料金支払いが増える後者だが、ドイツなどでは、各家庭に備え付けるごみ容器の大きさに応じて月間の支払い料金を決める、というやり方もある。

日本の従量制は指定袋や添付するシールを一枚いくらと料金を設定する「単純重量方式」、一定枚数までは自治体から無料で配布し、それを超えて使いたい住民には一枚いくらと有料にする「超過重量方式」、一定枚数までは一枚あたりの料金を低く設定し、それを超えると一枚あたりの料金が大幅に高くなる「二段階方式」がある。また、でも逆に配布された指定袋などが余った場合、自治体が住民に支払った額を払い戻して引き取るというやり方もある<sup>17</sup>。

#### ( 5 ) ゴミ処理有料化政策の現状と限界

一般廃棄物の有料化は是か非かの時代は

終わって、有料化するとすればどういう前提、手順、内容で行うべきかという時代に入った。ただし、農村部、中小都市、大都市でその内容は異なるし、歴史的・社会的条件も異なる。有料化は原料のための分別回収、再資源化の入り口、コミュニティ変化への対応策、拡大生産者責任制度への契機となるという意見で、大方の意見は一致した<sup>18</sup>。

では、日本ではどのようなシステムが有効とされているのだろうか。また有料化を成功させるためには、どのような体制をもって取り組まなければならないのだろうか。日本で成功しているとされている自治体は、どのような効果と課題を抱えているのだろうか。日本では北海道伊達市、島根県出雲市がゴミの有料制をいち早く導入し、ゴミの排出量を大幅に減らすことに成功している。

日本の一般廃棄物有料化を議論するうえで、モデルケースである2都市においても現状は極めて厳しく、政府単体でこの問題に立ち向かっていくことは厳しいと考える。

## ( 6 ) 北海道伊達市

北海道伊達市は1989年7月に家庭ごみの有料化に踏み切った。それ以前は「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」と三つに分けて無料で収集していたが、有料化の実施により、市の指定するポリエチレン袋を購入して、それに入れて出す「可燃ごみ」、「不燃ご

み」しか収集しない方式に改めた。

有料化に踏み切ったのは当時、年々一般廃棄物の排出量が増え、放置しておくとも1969年に稼働開始した新しい最終処分場が早く満杯になる恐れがあったからである。

有料化実施の前年にあたる1988年度には同市における一般ごみの排出量は13316tであったが、1985年度に11949tだったため急激に廃棄量が増大している状態にあった。それが1989年度の有料化した年には25%もゴミ排出量を削減し、顕著なごみ減量効果を示したのだ。そして、この事により注目を集め、「伊達方式」とさえ言われるようになった。

しかし、その後排出量は反転し、1995年度には10838tと有料化した都市の1989年度の排出量を上回った。2000年度には10816tと人口は横ばいであるのに、その後更なる排出抑制には繋がっていない状況にある<sup>19</sup>。

#### (7) 島根県出雲市

島根県出雲市は1992年4月に家庭からの「可燃ごみ」収集に指定ゴミ袋(白色半透明の炭酸カルシウム40%いりポリエチレン袋)を使う制度に踏み切った。一世帯あたり年間100間の袋を無料配布し、それ以上を超えて出す場合には有料にした。ごみの減量化、収集の効率化、街美観などを目的に極

めて限定的に有料化を実施したのだ。

実際に住民の支払い負担は極めて限定的であったものの、導入直後の減量効果は大きかった。「燃えるごみ」の収集量は1991年度に14312tだったが、有料化実施後の翌年は24.3%減少し10835tになった。しかし、翌年からは増加傾向に転じ、11517tとなり、年々増えて1996年度には14459tと有料化に踏み切った年の廃棄量を超えたのだ。出雲市の世帯数も同様に増えてはいるが一人あたりの排出量も増加傾向にあり、有料化の実施効果は短期的なものに留まったということが言える<sup>20</sup>。

## 第五節 一般廃棄物有料化における課題

ゴミ処理有料化政策の採用は消費者にゴミ排出量の少ない製品の購入を促し、その結果そうした製品の需要の伸びを通して生産者にその種製品の製造・販売に力を入れさせ、最終的に最上流での製品設計に影響を与えるはずである。しかし現実の観察から明らかな通り情報の不完全さと非対称性ゆえに市場を通してはこうした動きは発生せず、単に消費者段階での排出量削減にとどまっている<sup>21</sup>。

有料化は最終的に処分するごみ量の減少に効果があると考えられ、近年ごみの分別の分けや出し方もかなりしっかりしてきていると考えられる。ただし、実施後に一度減ったごみ排出量が年々増加するケースがかなり

の市町村で見られ、ごみ排出量全体の減少があるかといえ、全国の一般廃棄物排出量の推移を見ても90年代以降大きく減少しているとは言えない。つまり、消費者に経済的インセンティブを与え、商品ライフサイクルにおける「出口」の部分に当たる廃棄量を減らすだけでは限界があると捉えられるのではなからうか。確かに従来まで消費者に「環境にダメージを与えること」に対するコスト意識を植え付けさせた意義は大きいと考えるが、その取り組みだけで総排出量の削減を図ることに限界がある。今後一般廃棄物有料化において更なる議論、システムの発展に向けて取り組んでいかなければならないが、それと同時に商品の設計段階から最終的な「廃棄」を意識した製品作りをしていく必要、つまり拡大生産者責任が議論される必要があると私は考える。現代社会において企業のあり方が見直され、企業の社会的責任が求められている今、今後どのように一般廃棄物削減に向けて動いていかなければならないか、次章で議論する。

---

1 谷本 [41] p 1 8 1  
2 環境省 四章  
3 環境省 [w11]  
4 OECD に関しては第四章で後に詳しく説  
明  
5 谷本 [41] p.183  
6 山口 [44]  
7 環境省 [w11]  
8 中村正子 第四章  
9 <http://www.env.go.jp/recycle/>  
1 0 環境基本法、容器リサイクル法  
1 1 中村正子 第四章  
1 2 西谷 [27]  
1 3 加藤 [16]  
1 4 庄司 [37]  
1 5 加藤 [16]  
1 6 加藤 [16] p.3  
1 7 中村 [25]  
1 8 中村 [24] 第四章  
1 9 竹居 [39]  
2 0 和田 [46]  
2 1 山口 [48]

## 第四章 企業に期待されるもの

### 第一節 OECD の循環型社会の形成に向けての姿勢

前章で日本政府の一般廃棄物有料化から見る政府の限界と、一般廃棄物に区分される製品に対して抑制機能を果たしていない政府の法体系のあり方について議論した。リサイクル偏重型であり、拡大生産者責任に向けての取り組みが不十分であることから廃棄物抑止能力のない現状を見た。この現状が様々な取り組みを行いつつも、ゴミの廃棄量が低下しない一つの理由と考えられるのではなかろうか。

この点を問題として、先進諸国では循環型社会の形成に向けてどのような取り組みが求められているのか、OECD<sup>1</sup>が示している方針から見ていく。そしてOECDの方針を確認した上で、国際社会と現在の日本政府のあり方とを比較し、日本社会に何が求められ、また必要とされているかを考えていく。

#### ( 1 ) OECD とは

OECD とは現在世界に 150 以上の国がある中で、30カ国の先進諸国（加盟国は世界人口の約 16%しか占めていないにも関わらず、世界の総生産額の 66%、総輸出額 60%、海外援助額では 80%を占める）が加盟して

いる組織である。政治、軍事を除き、経済・社会のあらゆる分野の様々な問題を取り上げ、研究・分析し、多様な問題に対して政策提言を行っている国際機関<sup>2</sup>であり、当然環境問題についても激しく議論されている。OECDの姿勢としては廃棄物の削減において拡大生産者責任を明示している。

## 第二節 日本とOECDとの違い

循環型社会の形成に向けて動いているOECD。EPRの実現が循環型社会の形成へと結びつくと考えている。

対して日本は一向に持続可能な発展に向けて、先進諸国の間で行われている主流の議論とはかなり違うスタンスを取っているといえよう。法令において、持続可能な社会、廃棄物抑制を目標に確かに挙げているが現実としては依然として廃棄物抑制に向けてのキチンとした枠組みを提供できていない状況にあり、また消費者の廃棄段階における廃棄物削減への取り組みが現在主流となっている。同時に廃棄段階での取り組みとして有料化について取り組んでいるが、それだけでは不十分であると言え、限界に差し掛かっていると言える。

ここにOECD、先進国での取り組まれている状況と比較して日本は大きな遅れをとっていると見えよう。現実として、OECD、環境問題において先進国とされているドイツではEPR、



拡大生産者責任の実施に向けて先進的な取り組みを行っており、日本と比較して大きな開きがあるように私は感じた。以下で、OECDレポートにおいてヨーロッパ諸国やドイツでどのような取り組みがなされているか捉える。

### 第三節 拡大生産者責任に向けての国際的な取り組みと市場形成

#### ( 1 ) 拡大生産者責任

##### ～ 廃棄物抑制に向けての製品設計 ～

OECDが拡大生産者責任は、先進国であるどこの国も廃棄物の増加により最終処分場残余年数が少なくなると共に、処分場新設も困難であるという背景からきている。こうした中で特に自治体が処理責任を負う一般廃棄物に焦点を当て、生産者に処理責任を移転することにより生産者に廃棄物になりにくい製品の設計、あるいは再使用、リサイクルしやすい材質を使用するインセンティブを与えた。それにより最終処分量削減や再使用リサイクル率向上をはかり、併せて環境汚染を低減しようとする<sup>3</sup>事が目的であるとされている。

この事から政府側が企業に対して環境に与える負荷を生産段階から削減しようとする企業活動を促しているということが言えるであろう。そして、企業の生産活動において、環境に与える負荷を低減し、また廃棄時に廃棄量を減量する製品設計を行う企業活動や消

費活動の促進を政府は促していこうと考えられるとも置き換えられる。実際に OECD では拡大生産者責任を通し、企業の生産活動において環境負荷の低い製品を設計段階から開発し、今後市場に投入されることを下記からみるように強く期待している<sup>4</sup>。

A key part of the rationale for EPR instruments is that, if well-designed, they have the potential to stimulate low-waste innovation by producers. Many changes in product design and specification can have implications for the level of waste management costs. The incentives for low-waste innovation established by an EPR program might act to encourage innovations which reduce waste management costs, and to discourage product waste-increasing product changes that might otherwise be made.

では、ここで拡大生産者責任において、また環境においての先進国と位置づけられているヨーロッパ諸国やドイツでどのような法案を制定しており、また企業にどのような生産活動を求めているか見ていく。

## ( 2 ) ヨーロッパでの取り組み

2006年6月、EU加盟国で販売された廃家電気・電子機器の回収・リサイクルをメーカーなどに義務付ける「廃電気電子機器（略称 WEEE = Waste Electrical and Electronic Equipment）指令案」が採択された。この指令案は今後、2006年からEU

加盟国の間で施行されなければならないことになっており、非常に厳しい基準<sup>5</sup>となった。具体的には10種類79品目が対象となっている。

WEEE 指令案	対象機器
大型	家庭用電気機器
小型	家庭用電気機器
情報通信	機器
消費	機器
照明	器具
電動	工具
玩具	
医療	機器システム
監視	・制御機器
自動	販売機

そしてこの政令では回収から分別・再利用までを生産者に義務付け、それらの経費も生産者である企業の責任としており、廃棄物の削減抑制機能を強く有している政令であるといえよう<sup>6</sup>。そして、この WEEE 指令案は OECD の拡大生産者責任の考え方からきている。

ドイツでは91年に交付された「包装廃棄物政令」によってドイツ国内で流通される全ての使い捨て包装材の回収とリサイクルが義務付けられている。製造・流通業者が回収から再利用までの全ての経費を負担し、コストは製品価格へと転嫁される仕組みとなつて

いる<sup>7</sup>。この政令が出された背景には、日本と同様にドイツも増大する廃棄物量と埋め立て処分場の逼迫した状況から議論が生まれたのだ。

#### 第四節 日本企業に求められるもの

現在、日本は廃棄物処理の現状において極めて厳しい状況にあることを一章、二章で確認した。そして、その大量の廃棄物を出している現行の社会システムにおいて一向に解決の方向に向かわない日本政府の廃棄物処理に対する政策の課題と限界を論じてきた。循環型社会を目指しつつも、その第一の目的である生産段階において廃棄物抑制機能が果たせていない、家電リサイクル法と容器リサイクル法を見た。また、消費者段階からの廃棄物削減の取り組みとして現在日本では一般廃棄物の有料化が叫ばれているが、その取り組みだけでは循環型社会の形成に向けては不十分であり、限界がある。

こうした日本政府の背景を見てきた上で、国際的な意見はどのようなものが概観してきたが、日本政府の方針、取り組みの現状にはOECDが先進国に求めている内容と現にヨーロッパで取り組まれている内容と比較して大きな遅れがあると言えよう。現状では廃棄物の削減に向けて、リサイクル偏重、そして消費者段階での削減だけでは大量生産社会からの脱却は図れないと考える。国際社会で求め

られている拡大生産者責任の一層の徹底をはかり、製品の価格に廃棄コストを上乗せし、より廃棄物が発生しにくいような商品設計を求めていくことが、大量消費、大量生産から脱却に繋がると考えるためだ。

今後、企業に廃棄物の削減量を低減するような生産のあり方が求められていかれることを述べたが、現に国際的な議論では拡大生産者責任の推進が盛んに行われており、EU加盟国の間でも WEEE 指令案を実行に移し、生産者に拡大生産者責任を求める動きが急激に広まりつつある。グローバル化が進み、ヨーロッパの市場でも積極的に企業活動を行っている日本企業にとって今後、ますます廃棄物抑制を設計段階から求められる動きは利潤を求めらる上で確実に必要になってくると考え、求められていくだろう。

## 第五節 企業に求められる社会性

また、企業環境において急激な変化が近年広がってきていることも念頭に置かなければならない。

従来まで企業とは基本的には経済活動を行い、市場競争の中で、利益を獲得し、株主に利潤を獲得して、経済活動のパフォーマンスを常に高めていくことが求められてきた。企業に求められる社会的責任とはコンプライアンスを守り(法令順守)、納税義務を果たせば良いとされ、それ以上の社会的な問題の解

決は政府に任せるべきだと理解されてきた<sup>8</sup>。

だが、この20年から30年で企業観の変化は質を変え、社会的な観点から捉えていくことの重要性も強調されるようになってきた。企業の社会的責任(CSR)が求められるグローバルな動きが更に活発化し、ISOでもCSRの国際規格が2008年には制定されることが決まっている。

**企業の社会的責任**  
**(Corporate Social Responsibility)**

企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー(株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど)に対しアカウンタビリティを果たしていくこと。その結果、経済・社会的・環境のパフォーマンスの向上を目指すこと<sup>9</sup>。

この背景にはグローバル化の台頭によって生産、販売市場、資金調達のグローバル化が進んだこと、グローバルなサプライチェーンの展開やITの広がりによって企業が社会に与える力が増大し、従来までの枠組みでは捉えきれないと考え始められ、企業に対しても社会的課題に取り組んでいくことが求められるようになったからだ。

また、もちろんこのような議論が広がり、

従来の社会において企業とステイクホルダーの関係が市民意識の変化と市民社会組織の台頭によったところが大きい。そして日本では高度経済成長が落ち着き、80年代の「豊かさ」を見直す動きが出てきたことも挙げなければならぬ。

そのような時代背景、企業が社会的課題に取り組んでいかなければならないという動きが活発化する中で、日本企業も日本政府が抱える課題に取り組んでいく必要性が今後増大すると考える。政府自体がこの社会的課題に対して有効な対応を見出せない現状とインタビューを通して政府が急激に変われないと考えることが伺える今日において<sup>10</sup>、企業が一般廃棄物処理問題という社会的課題に対して取り組んでいくことが必要だ。一般廃棄物処理問題という一つの社会的課題に対して、循環型社会を形成する上で、廃棄物抑制を制度設計段階から考えられた生産活動、拡大生産者責任を求めていく動きは今後強まっていくと考える。

また前節でも述べたように、ヨーロッパの市場において拡大生産者責任は強く求められており、日本企業のグローバル化が進んでいく中で、企業が市場の中で利潤をあげていく中でこれを求められていく流れは強まるだろう。つまり、企業は利潤を獲得するため、拡大生産者責任の概念を導入することで、環境負荷の少ない製品作りをしていく必要があると考える。消費の力、投資の力によって市場

メカニズムを利用して間接的に企業活動のプロセスに社会的公正性や責任を求める運動スタイルが有力な戦略として影響力を持つようになってきている今日において、ではどのような取り組みから廃棄物の抑制に取り組む企業活動のあり方を見出せるか<sup>11</sup>、考えていこう。

また、こうした背景から日本企業が廃棄物の抑制において取り組んだ際に、国内においてそのような製品を生産している企業を評価し、そしてこの活動を促していく市場の動きが必要だと私は強く思う。そのような観点から、企業の一般廃棄物の抑制に対する取り組みを市場から評価する枠組みとして、次章でグリーンコンシューマリズムについて議論する。



---

1 Organization for Economic  
2 Co-operation and Development の略称  
3 [www.oecd.org](http://www.oecd.org)

4 山口 [47]

5 OECD [w16]

6 中村 [25] 第六章

7 山口 [48]

8 山口 [47]

9 谷本 [43]

10 一橋大学三商大プレゼン資料

11 2005年11月19日 環境・廃棄物問題  
研究会において講師を務めておられ、政府の  
内部事情にも詳しい独立行政法人産業技術総  
合研究所 エネルギー研究部門安全評価グル  
ープ主任研究員の歌川学さんにインタビュー  
を行った。その際に行行政側の対応の遅さ、10  
年単位でやっと変わるかわからないかという  
内情、また各政党にしても支持母体によって  
大きく政策が影響されているため、(特に自  
民・公明は経団連による影響が非常に強いこ  
と)、支持母体、ないしは社会が変わらないこ  
とには何も変わらないのではないかと述べて  
いた。

12 谷本 [43] p.188

## 第五章 グリーンコンシューマリズム

ここまでで、一般廃棄物政策において政府の現行システムにおける限界について論じてきた。大量生産社会から循環型社会への転換を図る上で国際社会の議論から遅れをとっている日本のあり方と、現状として廃棄物の抑止へとなぜ繋がっていない現状を変えなければならぬ。

### 第一節 なぜグリーン購入に注目したか

では、なぜこのグリーン購入に努める消費者の行いが、一般廃棄物の削減、そして拡大生産者責任、循環型社会を形成する一つの方法となるのだろうか。

グリーン購入とは購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することだ<sup>1</sup>。現在、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の削減に向けての取り組みを行っている製品、またリサイクル資源を使った製品の需要を創出することが不可欠とされている<sup>2</sup>。そして、そのような環境負荷を低減しようとする企業の製品の購入を積極的に評価しようとする試みがグリーン購入である。循環型社会の形成に向けて、企業が国際社会やCSRの影響を受け製品設計段階から廃棄量を抑止するような制度設

計を促し、そのような製品が評価される消費市場の形成に努めた場合、社会に対して大きな影響力があると考えられるためだ。そして、生産者に対して、市場から廃棄物抑制を考慮した製品設計が行われたならば拡大生産者責任、循環型社会の形成に近づくと考えたため、本論分ではグリーン購入に注目したのだ。

## 第二節 グリーンコンシューマリズムとは

### (1) グリーンコンシューマリズムの定義

環境に配慮された製品やサービスを選択し、購入することを「グリーン購入」と言い、グリーン購入に取り組んでいる人を「グリーンコンシューマー」と言う。そしてグリーンコンシューマリズムとは、消費者がグリーン購入に努める行い自体の事を指す<sup>3</sup>。

また、グリーン購入は市場を通しての消費者からのアプローチであり、事業者に対し、環境負荷低減への取り組みを働きかけていこうとする行動であり、下記の図のような好循環を目指す取り組みである。同時に、環境対策などに積極的な事業者に対する支援もなっている。

しかし、メーカーの自己宣言ではなく公平な立場での第三者認証によって製品の認定は行われている。リサイクルの観点だけでなく商品の一生（生産から廃棄まで）を考慮した厳しい基準をクリアした商品に付けられるの

が特徴だ。

図 5 - 1 グリーン購入



( 出 所 : グリーン購入ネットワーク )

## ( 2 ) グリーンコンシューマリズムの語源

グリーンコンシューマーという言葉がいつから使われるようになったかと言うと、1988年9月、イギリスのジョン・エルキントンとジュリア・ヘイズが共著で「Green Consumer Guide」を出版したところから始まる。

当時ヨーロッパはチェルノブイリ原発事故や北海でのアザラシの大量死、ライン川の汚染、酸性雨の深刻化など様々な環境危機が

相次ぎ、人々の関心を集めた時期だった。

そのような背景から市民の環境に対する社会的関心は高まりを見せており、この時期に発行されたグリーンコンシューマーガイドは第一版が30万部も売れたのだ。イギリス人が日常的に購入し利用する商品は主にどこで、どのように作られているか、また使用時、廃棄後、環境負荷を紹介し、どのスーパーマーケットが環境対策に熱心かなどを5つ星で表し、紹介した。本の内容は絵や図が少なく、硬い内容のものであったのにも関わらずに注目を集めた<sup>4</sup>。

### (3) グリーン購入の歴史的推移

では、グリーンコンシューマリズムとはどのような歴史的背景から生まれ、また現在議論されているのだろうか。日本のグリーンコンシューマリズムの歴史を紐解いてみよう。

1992年にブラジル、リオデジャネイロ地球サミットで環境技術や環境配慮製品の開発が本格化された影響を受け、日本では滋賀県庁「環境にやさしい物品購入指針」を始め策定した。

1996年にはグリーン購入ネットワーク(GPN)が環境庁などの呼びかけにより設立され、会員数1千団体以上の大規模な組織を形成する。目的としては環境配慮方商品の優先購入によりグリーン市場を拡大することで、循環型社会を形成することに挙げられる。

2000年には国会で循環型社会形成推進法が可決成立・グリーン購入法が策定された。廃棄物を減らすために拡大生産者責任として、上流の購入段階から3Rを考え、実施することが重要と認識されたためだ。この事により全ての省庁が取り組むこととなり、法律で義務化された<sup>5</sup>。

2025年にはグリーン消費 80%以上を目標としている<sup>6</sup>。

### 第三節 グリーン購入法と現状 ～ 組織購入促進の成功～

2001年4月に「グリーン購入法」は施行された。この法律は国及び国の関係機関がリサイクルしやすい商品や製品寿命の長いものなど環境に優しい商品を優先的に購入することによって、限りある資源を有効活用できる循環型社会への転換推進を図ることを目的としている。環境に配慮した製品・サービス分野では、商品やサービスを供給側が積極的に開発しても、消費者市場が未整備であるため成長が伸び悩んできた<sup>6</sup>。そこで、グリーン購入法では、国及び国の関係機関それぞれがグリーン調達（自社製品に組み込む部品や原材料の調達にあたって有害化物質の排除やリサイクル性を考慮したグリーン購入）に関する調達方針を策定し、毎年度調達実績を公表することによって、グリーン調達を進めている。政府が率先してグリーン調達を行うこ

とにより、環境負荷の少ない製品の開発、企業活動において環境への配慮を企業に促していくという狙いがある。そして、次にグリーン調達の企業側の取り組みを変えていくことで消費者が手にする商品も環境に配慮された商品になるという流れを作り<sup>7</sup>、グリーン購入の市場を拡大していこうという取り組みだ。

だが地方公共団体に対しては未だに努力義務に留まっているため、今後地方公共団体に対しても活動を広げていかなければならないが、環境に配慮した製品の市場の拡大という意味においては大きな成果を出している。都道府県の政令市においては100%実施されており、環境にやさしい製品、廃棄物の抑制に効果のある製品の市場を拡大させている<sup>8</sup>。現にドイツ連邦環境庁プロセス・製品基礎科学技術部ディレクターがエコマーゲジシンポジウム場で、「日本は公共部門の調達に際して先進的な取り組みをしている」<sup>9</sup>と、高く評価されている

グリーン購入ネットワークによる調査によるとグリーン購入について明文化された方針がある団体は全体の62%にのぼり、02年の52%、03年の60%から着実に、増加しているようだ。

またグリーン購入の市場にどのような影響を及ぼしたかという点に関しては、製造業者に対して環境配慮製品の製造・販売状況をここ数年継続して聞いている結果、企業の総

販売額に占める環境配慮製品の割合は01年から04年にかけて、30%、35、51%、61%と大きく伸びていることが分かった。また環境配慮製品の販売額が一年前と比べて変化したかという問いに対しては、54%の企業が「増加した」と答え、「減少した」は5%にとどまっており<sup>10</sup>、政府のグリーン調達取り組みとあわせて、グリーン購入が広がりを見せている結果と言えよう。

だが今後、グリーン購入の組織購入中心の動きから、個人消費者の動きをいかに広げていくかということが求められている。なぜなら消費者のグリーンコンシューマリズム運動を更に広げていくことで、グリーン購入の市場を拡大されることが求められているからである<sup>11</sup>。

では、個人消費者におけるグリーン購入の推進において、ではどのような課題に直面しているのだろうか。一般消費者が環境に配慮されている製品を識別し、グリーン購入における情報伝達の機能を果たしているエコラベルについて次節で見ていく。

#### **第四節 エコラベルとは ～ 消費者に向けての伝達方法 ～**

エコラベルとは、消費者が環境負荷の少ない製品やサービスを選ぶときの目安となるツールとして制定されているものであり、グリーンコンシューマーと環境に配慮している企



業とを結びつける存在となっている。国際標準化機構（ISO）では、この環境ラベルについて運用ルールなどを定め、タイプ I、タイプ、タイプ に分類している<sup>1 2</sup>。

上記で述べたタイプのラベルは基準に基づいた第三者認証のエコラベルであり環境管理・監査を実施し、第三者認証を受け取得するものだ。日本国内ではエコマークがこの分類に入る。

次にタイプのラベルは自己主張による環境情報のエコラベルである。企業が製品やサービスについてリサイクル、コンポスト、詰め替えなどが可能かというような12種類の主張ができるものだ。主張内容は証明が必要だが、第三者認証のものではないもの。

第三者認証のエコラベルは環境負荷を定量的に表示するエコラベルである。LCA(工業製品の製造・使用・廃棄に係わるすべての工程での資源の消費・排出物量を計量し、環境への影響を評価する方法)にわたる環境負荷、エネルギー、資源消費量をグラフ化し、ラベル化するエコラベルの事を指す。

## 第五節 日本におけるエコラベルの現状と課題 ~ グリーン購入における個人購入の拡大に向けて ~

グリーン購入における個人消費を促し、更なる市場の拡大を目指すに当たり、またグリーン購入の浸透に取り組むにあたっては、消

費者に向けて適切なコミュニケーションが重要な鍵になってくると考えられる。

その上で、どのような情報提供を今後、消費者に対して企業側とエコラベル発行者はしていくべきなのだろうか。

私は消費者におけるグリーン購入の進展を狙う上で、より質の高い情報を提供し、キッチンと消費者に対してグリーン購入を行うことのメリットを提示していくことだと考える。

現行のグリーンコンシューマリズムにおける状況では環境に良い商品ということとは分かるが、消費者にとってのメリットや消費者自身に与える影響力については触れていない。また、この点に関してはグリーンコンシューマリズムを現場レベルで推進している株式会社アグリクリエイトの高安支社長も同様の意見を示している<sup>13</sup>。

環境に優しい市場を今後、組織購入から消費者購入へも浸透させていき、持続可能な社会の形成を目指す上で、消費者に対してより分かりやすく、より効果的な情報提供のあり方を模索していかねばならないだろう。

実際に消費者からは適切な情報提供を求める要望が非常に強かったという結果が出た<sup>14</sup>。今後、設計段階から廃棄物の抑制に向けて生産された製品の市場を拡大するためにも、一般消費者に対して適切であり、購入活動を促すような情報提供を行うことがグリーン購入における消費者購入を促進させる一つの方法だと私は考える。

- 
- 1 エコマーク事務局 [7]  
2 佐藤 [33]  
3 環境省 [15] p.26  
4 グリーン購入ネットワーク [w7]  
5 佐藤 [33]  
6 山本 [49]  
7 鎌形 [14]  
8 佐藤 [34]  
9 谷本 [41] p5  
10 佐藤 [34]  
11 環境省 [25] 第二章  
12 ISO [www.iso.com](http://www.iso.com)  
13 2005年7月29日に株式会社アグリクリ  
エイト取締役・東京支社長・環境事業部長で  
ある高安和夫氏にインタビューを行い、現場  
から見て消費者のグリーン購入を促す上で何  
が足りないかという質問に対して、「消費者  
に対してそのグリーン購入を行った際に得ら  
れるメリットを提示できておらず、今後はグ  
リーン製品を購入した際に得られる効果を示  
していく必要がある」と述べている。  
14 内閣府モニター調査 [22] p 27 消費者  
調査結果の概要より

## 第六章 大量生産社会からの脱却に向けて

現代社会の大量生産・大量消費型の社会は循環型社会への転換が求められている。従来までの大量生産、大量消費の生産社会のあり方、ライフスタイルは私達の生活に物質的な「豊かさ」をもたらした。だが、それと同時に多くの弊害も引き起こしたと言えよう。その弊害の一つが、本論文で取り組んできた「一般廃棄物の処理問題」、つまりゴミ問題である。

そして、その大量生産社会の失敗にどう日本政府が取り組んできたかを概観した。そして、発覚したことは廃棄物処理抑制が機能していない実情と、消費者段階での廃棄削減には限界があり、政府が求める循環型社会の形成とは未だ隔たりがあるということが分かった。

国際社会、環境先進国と位置づけられる国では廃棄物の処理抑制を企業の生産段階から促していく拡大生産者責任を求めている。そのような背景に、日本政府も大量生産社会の脱却に向け循環型社会形成推進法で示されている廃棄物の抑制機能に向けた取り組みを私は市場に求める必要があると考えた。そして、その廃棄物削減に向けて設計された製品、環境に配慮された商品を市場で評価する取り組み、市場を拡大していく存在としてグリーンコンシューマリズム、グリーン購入に着目したのだ。

グリーン購入は環境に配慮された製品の

市場を拡大し、環境に配慮された製品が更に市場で評価される事に繋がるため、一般廃棄物の削減に繋がると私は考える。

今後循環型社会を形成する上で、大量廃棄、大量消費社会からの脱却を図る上で、更にグリーン市場の拡大を求めていかなければならないだろう。現状として、政府主導のグリーン購入における組織購入において先進的な取り組みを行っている日本は、市場の拡大に向けて個人消費者におけるグリーン購入を推進していく必要がある。その事から、消費者に対して適切なコミュニケーションを図っていく必要があり、今後更に消費者にとって分かりやすく、グリーン購入を行うメリットを明確に提示できるような情報伝達のあり方、方法を今後模索していかなければならないだろう。そして、最終的にはその事により一般廃棄物への削減へと繋がり、循環型社会の形成に一步近づくのではないかと考え、本論文の結論とする。

## 参考文献一覧

- [1]安部 晃士・小松 洋・村瀬 洋一・海野 道朗 共著 「ごみ処理有料化の合意条件：仙台」
- [2]市における意識調査の計量分析」 『環境社会学研究』 1995年
- [3]青山 周 「日本経団連が考える環境経営」 『産業と環境』 2004年10月号
- [4]ボルフガン・ローラー「エコマークシンポジウム議事録」財団法人日本環境協会エコマーク事務局 2005年
- [5]Coddington Walter, *Environmental Marketing*, McGraw-Hill 1993
- [6]Commission For Environmental Cooperation, *Supporting Green Markets*, Department of CEC Secretariat 1999
- [7]エコマーク事務局・財団法人日本環境協会「エコラベル商品の普及促進と今後の展開」エコマークシンポジウム2005議事録 2005年
- [8]萩原一平 「環境・CSRという視点から見た企業経営」 『産業と環境』 2004年10月号

[9]羽鳥卓也・吉沢芳樹訳 「経済学および課税の原理」岩波書店 1987年

[10]平山世志衣、松野泰也、本藤祐樹 「消費者の意思決定解析への階層分析法の適用」『環境科学会誌』(18) p217-227 2005年

[11]福士正博著 『市民と新しい経済学』 日本経済評論社 2001年

[12]Ibon Galarrage Gallastegui, *The Use of Eco-Labels: A Review of the Literature*. Wiley Inter Science, 2002

[13]伊坪徳宏 「LCAの現状の課題と今後の展望」『環境管理』no.40 p66-72 2004年

[14]鎌形浩史 「グリーン購入法のねらいと効果及び今後の展開」 『エコラベルシンポジウム2005資料』 エコマーク事務局 2005年

[15]環境省編 『平成16年版環境白書』 ぎょうせい 2004年

[16]加藤三郎 「ごみ処理有料化をすすめるための諸原則」 『都市清掃』 第257号 p8~12

- [17]桂木健次編著 『環境と人間の経済学』  
ミネルヴァ書房 1996年
- [18]北城恪太郎 「国際化と環境経営 ~ グリーン市場の更なる拡大に向けて」 『環境管理』 Vol.40, No.2 2004年
- [19]米谷匡人 「循環型社会の形成に向けた企業の役割と取り組み」 『一橋大学卒業論文』  
2004年
- [20]京都府 『グリーンコンシューマー拡大に関する消費者意識等調査報告書』 2000年
- [21]宮川正 「省エネルギー対策/ビジネスの最新動向」 『産業と環境』 2005年7月号
- [22]内閣府国民生活モニター調査 「環境に配慮した商品の購入に心がけているが、価格がまだ高い」 『消費と生活』2004年10月号
- [23]中村修 『なぜ経済学は自然を無限ととらえたか』 日本経済評論社 1995年
- [24]中村正子 「ごみ処理有料化で発生抑制ができるの？」 『都市清掃』 第257号  
p 65 ~ 68



[25]中村正子 『持続可能な社会をめざす』  
つげ書房新社 2001年

[26]中村吉明 「循環型社会形成のための法  
体系の整備と環境ビジネス」 『環境管理』  
2005年 vol.41

[27]西谷隆司 「容器包装リサイクル方の意  
義と課題 - 3Rの優先順位徹底と拡大生産者  
責任の拡充へ向けて」 『都市清掃』 2005  
年 第58巻 264号

[28]OECD *Analytical Framework for  
Evaluation Costs and Benefits of EPR  
Programmes* 2005

[29]OECD *Working Group on Waste  
Prevention and Recycling* 2005年3月

[30]OECD, *Proceedings of OECD Seminar  
on Extended Producer Responsibility: EPR  
Programmes*, 2001

[31]大平淳 「容器包装リサイクル法に関す  
る事業者の対応と見直しの視点」 『都市清  
掃』 2005年 第58巻、264号

[32]Peattie Ken, *Golden Goose or Wild  
Goose? The hunt for the Green Consumer*,  
Wiley&Sons 2001年

[33]佐藤博之 「グリーン購入の進展と国際的展開」『環境研究』 2005年 No.136

[34]佐藤博之「グリーン購入の進展と国際的展開 The Progress of Green Purchasing and International Development」『環境研究』(no.136) p.54-63 2005年

[35]清水正道 「日本の環境経営戦略 -現状認識と問題提起」 『環境管理』 vol.40 No.12, 2004年

[36]杉山涼子・栗原和夫 「有料化に当たっての留意点 -家庭ごみ全額有料化に向けての一考察」 『都市清掃』 第257号 p 55 ~ 58

[37]庄司元 「拡大生産者責任と容り法の改正 -市区町村廃棄物処理から改正のポイントまで -」『産業と環境』 2005年1月号

[38]高見幸子 「国際NGOナチュラル・ステップからの提言」 『環境管理』 vol.41 No.7, 2005年

[39]竹井照芳「ゴミ有料化の政治経済論」『都市清掃』 第257号 p 19 ~ 24

[40]田中 信壽 「今後の最終処分場のあり方について」 『都市清掃』 2003年 第56巻、第255号

[41]谷本 寛治 編著 『CSR経営』 中央経済社 2004年

[42]谷本 寛治 編著 『SRI 社会的責任投資入門』 日本経済新聞社 2003年

[43]谷本 寛治 著 『企業社会のリコンストラクション』 千倉書房 2002年

[44]谷本 寛治 「CSRの広がりと企業評価の変化」 『CSRの最新動向と企業強化の変化』 企業リスクマネジメントセミナー資料 2004年11月

[45]東京都生活文化局 『グリーンコンシューマリズムの普及をめざして』 2000年

[46]和田 尚久 「ごみ処理有料化の目的と料金設計について」 『都市清掃』 第257号 p 13 ~ 18

[47]山口 光恒 「EPRに関するOECDガイドンスマニュアルについて」 2001年

[48]山口光恒 「わが国の廃棄物政策と拡大生産者責任(EPR)OECDにおける論議を中心に」『三田学会雑誌』 2001年

[49]山本良一 『エコプロダクツ時代の到来』  
日科技連 1999年

[50]山本良一 『サステナブル・カンパニー』  
ダイヤモンド社 2001年

[51]吉田英樹 「家庭系ごみ有料化と減量効果について」『都市清掃』 第257号 p  
29～33

#### その他

[1]財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 「エコマークニュース」 会員メーリングリスト No.59

## 参考 URL

[w1] Commission for Environmental  
Cooperation <http://www.cec.org>

[w2] 独立行政法人産業技術研究所  
<http://www.nire.go.jp/lca/lca.htm>

[w3] エコマークシンポジウム 2005 議事録  
<http://www.ecomark.jp/pdf/sympo05-01.pdf>

[w4] Environmental Information  
Communication Network  
<http://www.eic.or.jp/index.html>

[w5] グリーンコンシューマー研究会  
<http://www.green-consumer.org/>

[w6] グリーンコンシューマー東京ネットワ  
ーク  
<http://www.greenconsumer.jp/menu.htm>

[w7] グリーン購入ネットワーク  
<http://www.gpn.jp/>

[w8] 京都グリーン購入ネットワーク  
<http://www.k-gpn.org/>

[w9] 滋賀グリーン購入ネットワーク  
<http://www.shigagpn.gr.jp/>

[w10] 環境省 一般廃棄物の排出状況について  
<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6512>

[w11] 環境 goo  
<http://eco.goo.ne.jp/>

[w12] 経済産業省 産業構造審議会  
[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/committee/d.html](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/d.html)

[w13] 京都循環型社会基本計画  
<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/recycle/keikaku/pdf/keikakugaiyouban.pdf>

[w14]京都市情報資料館

[http://www.city.kyoto.jp/koho/ind\\_h.htm](http://www.city.kyoto.jp/koho/ind_h.htm)

[w15] 日本容器包装リサイクル協会

<http://www.jcpa.or.jp/>

[w16] OECD Organisation for Economic  
Co-operation and Development

<http://www.oecd.org>

[w17]OECD 東京センター

<http://www.oecdtokyo.org/>

[w18] 大阪グリーンコンシューマーネットワ  
ーク

<http://www.mmjp.or.jp/gcon/test/index.html>

[w19]島根県庁廃棄物対策課

<http://www.pref.shimane.jp/section/haitai/index.html>

[w20] 東京都公式ホームページ

<http://www.metro.tokyo.jp/index.htm>

[w21] 東京都生活文化局消費生活部生活  
安全課

[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/  
g\\_con/g\\_con\\_top.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/g_con/g_con_top.html)